

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、地域商業の活性化とその持続的発展のため、商店街又は中心市街地に新たな担い手を呼び込み魅力を創出するとともに、商店街又は中心市街地における担い手の確保及び空き店舗解消を図る事業であって、県内他地域のモデルとなる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 新たな担い手 移住者、移住希望者、二拠点居住者など、移住等により新たに当該地域の商店街若しくは中心市街地と関わりを持つ者又は地域で活動する個人、団体若しくは企業等で、商店街又は中心市街地の活性化を担う意思がある者をいう。
- (2) 商業インキュベーション施設 商業又はサービス業の起業希望者に期間を定めて低廉な賃料で貸し出す小規模店舗を複数備え、当該施設の入居者に対する各種の経営支援を実施するとともに、当該施設が立地する商店街又は中心市街地等の空き店舗所有者等と連携し、入居者が当該施設の退去後にこれらの空き店舗で開業することを支援する施設をいう。

(補助対象事業者及び補助対象事業等)

- 第3条 補助対象事業者は、別表1のとおりとする。
- 2 補助対象事業、補助対象経費、補助率等は別表2のとおりとし、補助対象事業の要件、補助対象経費の詳細は別で定めるものとする。
- 3 補助対象事業者の運営改善及び組織強化事業並びに補助対象事業者以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象になる事業は補助対象としない。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域で実施する事業は補助対象としない。

(関係法令の順守等)

- 第4条 補助対象事業者は、事業遂行に当たり、都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令に従い定められた手続を行うものとする。
- 2 補助対象事業者（補助対象事業者が別表1に定める共同事業体及び実行委員会の場合は、当該補助対象事業者の全ての構成員）は、次条に定める実施計画書等の提出に当たり、様式第1号（暴力団排除に関する誓約書）（以下「誓約書」という。）を県に提出するものとする。なお、誓約書の（1）から（6）のいずれかに該当する者が関わる事業は補助対象としない。また、補助金の交付を決定している場合はこれを取り消し、補助金を交付している場合はその返還を求めるものとする。

(実施計画書等の提出)

- 第5条 補助事業の実施を希望する者（以下「提案者」という。）は、様式第2号による実施計画書を知事に提出するものとする。なお、別表1に定める共同事業体が提案者となる場合は、補助事業に係る手続は共同事業体を代表する事業者が行うものとし、補助事業に係る責務は当該事業者が負うものとする。
- 2 添付書類及び提出期限は別で定める。
- 3 知事は、提案者から実施計画書の提出があったときは、別に定める基準に基づき審査のうえ、優れた企画を提案した者を選定する。
- 4 知事は、前項の審査結果を様式第3号又は様式第4号により提案者に通知するものとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。
- 2 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 3 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとする。
- 4 申請者は、規則第4条の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 5 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 6 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請者（別表1に定める共同事業体の場合は構成員全て）の定款・規約等
 - (2) 補助事業の実施体制に関する資料
 - (3) 事業実施経費に係る見積書等の写し
 - (4) 別で定める書類
 - (5) その他知事が必要と認めるもの

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条に規定する交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（計画の変更等）

第8条 前条により補助金交付の決定を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第8号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。ただし、変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないものに限る。
 - (1) 補助対象経費の20%を超えない減額を行うとき。
 - (2) 補助対象経費の20%を超えない範囲で、事業区分間の流用を行うとき。
 - (3) 補助対象経費の20%を超えない範囲で、同一事業区分内における経費区分間の流用を行うとき。
- 3 知事は、第1項の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第9号により補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業遅延の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第10号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、知事の求めがあったときは、様式第11号の遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第12号のとおりとし、添付書類は別で定めるものとする。

- 2 補助事業の実施に必要な資金を獲得するため、クラウドファンディングなどにより他のモデルとなり得る資金調達事業を実施し、その調達した資金の額（調達総額から支援者への還元に要する経費及びクラウドファンディング運営事業者等に支払う利用手数料等を除いた額）が補助事業者の自己負担額（補助事業に要する経費から県等の補助額を減じた額）を超過するときは、交付決定額から当該超過額を減じた額を実績報告額として報告しなければならない。
- 3 第6条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は県の会計年度終了日のいずれか早い日とする。

（額の確定通知書の様式）

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第13号により行う。

（補助金の支払）

第13条 補助金は規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助事業者から申請があり、知事が必要と認める場合は、補助金の一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額等を様式第15号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、規則第7条の規定に基づく交付決定の通知を受けた日の属する県の会計年度及び翌会計年度から5年間、県の毎会計年度終了後30日以内に本補助事業の実施効果について、様式第16号により知事に報告しなければならない。ただし、別表2の区分1で定める事業を除く。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る県の会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

3 知事は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が第6条第1項の申請において想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、別表3のとおりとする。

3 補助事業者は、前項に定める取得財産等について、様式第17号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産取得）後5年とする。

5 補助事業者は、第2項に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第18号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 知事は、補助事業者に対し、補助事業者が前項承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(債権譲渡の禁止)

第17条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第18条 知事は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間において、当該事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及び漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開及び県施策への協力)

第21条 知事は、補助事業の内容や成果等を公開できるものとする。また、補助事業者は、県が行う事例研究会等において補助事業の内容や成果等を説明するなど、県の普及啓発の取組に協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1（第3条第1項関係）

区分	補助対象事業者	定義
1	商工団体	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会
2	商店街組織	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体並びにこれらの連合会等（市町村内で組織されたものに限る。）
3	民間事業者等	空き店舗等の活用の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又はまちづくり団体等（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者をいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。 ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者である場合 イ 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者である場合
4	共同事業体	区分1から3に定める2者以上の事業者で組織し事業を行う者
5	実行委員会	商工団体、商店街組織、市町村、地域の事業者、移住者等で構成し、規約等の定めがあり、事業を適正に行うことができる者

別表2（第3条第2項関係）

区分	補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	(1) 補助率 (2) 補助上限額	対象となる補助対象事業者
1	新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）	移住者・二拠点居住者・関係人口に向けて、商店街及び中心市街地の魅力を創造、発信し、当該地域の空き店舗を活用した開業を促進する事業	補助事業の実施に要するものであって別途定める経費	(1) 3分の2以内 (2) 100万円	実行委員会
2	商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）	商店街又は中心市街地に設置する商業インキュベーション施設の整備（資金調達事業含む）並びに施設の広報及び施設の入居者に対する支援を実施する事業	補助事業の実施に要するものであって別途定める経費	(1) 3分の2以内 (2) 小規模店舗設置数が3店舗以上5店舗未満の場合 1,000万円、5店舗以上の場合 2,000万円	商工団体、商店街組織（法人格を有するものに限る。）、民間事業者等又は共同事業体のいずれかの者

※補助金の額の算定に当たっては、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表3（第16条関係）

種類	取得価額又は効用の増加額
備品	10万円以上
施設	50万円以上

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業者名
代表者名

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （5）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （6）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業者名
代表者名

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画書

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画書を提出します。

令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画書

1 提案者の概要

(1) 事業者名(フリガナ)

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者職氏名

(4) 設立年月日

(5) 構成員数

(6) 事業実施期間(予定)

補助事業実施期間：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

(計画事業実施期間：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)

(7) 担当者職氏名及び連絡先

担当者職・氏名

電話番号

E-mail

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画書

事業区分 ※右欄のいずれかに○		(1) 新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）
		(2) 商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）
	※本紙の提出に当たっては、別に定める様式を添付して提出すること。併せて、様式第1号（誓約書）を提出すること。	
事業テーマ		
事業者名		
連携団体等名		
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 うち補助事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
商店街の現状と課題 ※事業を実施する背景・理由が分かるように記入してください。		

<p>事業概要</p> <p>*プレゼンテーションシート(様式ア)に記載されている内容について200字以内で簡潔に記載してください。</p>		
<p>期待される事業効果</p>		
<p>補助事業実施後の事業計画</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>補助事業の効果測定</p>	<p>指標</p>	
	<p>目標</p>	
	<p>測定方法</p>	

事業経費	総事業費		円	
<p>【参考】 県補助見込み額の算出 …原則「補助対象事業費」に補助率を掛けた金額(上限額以下)</p> <p>※実際の補助額は交付申請時に算出。計画書記載の「県補助見込み額」から変更の可能性あり。</p> <p>消費税等について …消費税及び地方消費税額は補助対象事業費から除外して県補助見込み額を算出してください。</p>	内訳	補助対象事業費 (=ア～ケの合計)	円	「県補助見込み額」 = 「補助対象事業費」 × 補助率 (2/3) ≤ 補助上限額 ≤ 総事業費-収入
		うち 県補助見込み額	円	
		補助対象外事業費 (=コ～サの合計)	円	
	ア	賃金	円	
	イ	謝礼金	円	
	ウ	印刷製本費	円	
	エ	消耗品購入費	円	
	オ	備品購入費	円	
	カ	役務費	円	
	キ	委託費	円	
	ク	使用料及び賃借料	円	
	ケ	施設整備費	円	
	コ	運営費等間接的な経費 (補助対象外)	円	
	サ	景品・材料費等 (補助対象外)	円	
シ	旅費・飲食費等 (補助対象外)	円		
収入見込み ※該当がある場合は記載	総収入額		円	
	内訳	市町村等補助額	円	
		事業収入額	円	
		その他収入額	円	
事業スケジュール ※準備含めた取組全体のスケジュールが分かるように記入	令和 年 月～			
	令和 年 月～			
	令和 年 月～			
	令和 年 月～			
	令和 年 月～			
市町村・他団体等の協力など ※該当がある場合は記入				

様式第3号（第5条第4項関係）

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画承認書

令和 年 月 日付けで提出のあった令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画を承認します。

様式第4号（第5条第4項関係）

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施計画については事業対象となりませんでしたので通知します。

様式第5号（第6条第2項関係）

令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
申請者名
代表者名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業区分

該当する事業区分に○を記入してください。

区分	取組事業	補助率	補助上限額
1	新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）	3分の2以内	100万円
2	商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）	3分の2以内	2,000万円

3 補助金交付申請額
金 円

4 補助事業の内容等
別紙のとおり

5 事業の着手及び完了予定期日
着手予定期日 令和 年 月 日
完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

1 申請者の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電話番号	
構成員数	名 (団体)		
設立年月	年 月		

2 事業内容等

事 業 名		
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 うち補助事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
現 状 及 び 課 題 ※事業を実施する背景・理由が分かるように記入		
事 業 概 要		
期待される事業効果		
補助事業の効果測定	指標	
	目標	
	測定方法	

事業スケジュール ※準備含めた取組全体のスケジュールが分かるように記入	令和 年 月～	
	令和 年 月～	
	令和 年 月～	
	令和 年 月～	
	令和 年 月～	
市町村・他団体等の協力など ※該当がある場合は記載		

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

(単位 円)

総収入額 a		円	総事業費 g		円
内 訳	県補助額 b	円	内 訳	補助対象事業費 h	円
	市町村等補助額 c	円		補助対象外事業費 i	円
	事業収入額 d	円	※ a=b+c+d+e+f g=h+i a=g		
	補助事業者負担額 e	円			
	その他収入額 f	円			

※消費税及び地方消費税額は補助対象事業費から除外して県補助額を算出してください。

4 県補助額以外の収入内訳(c～f)

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
計		—

5 経費の使用法等

(単位 円)

経費区分	補助対象事業費 h	補助対象外事業費 i	使用方法等 (内訳・積算等)
合計			—

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額
金 円

2 交付決定内容

3 支払方法

原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、補助金の一部について概算払をすることができる。

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の20%を超える減額を行うとき。
 - ウ 補助対象経費の20%を超える事業区分間の流用を行うとき。
 - エ 補助対象経費の20%を超える同一事業区分内における経費区分間の流用を行うとき。
 - オ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、要綱第6条第4項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第14条に定める様式第15号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（要綱別表3に定めるもの）については、「取得財産等管理台帳（明細表）」（様式第17号）を備え、管理しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員に帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。なお、これらは電磁的方法で実施することができる。

様式第7号（規則第8条関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金申請取下げ届出書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第8条の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

様式第8号（第8条第1項関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書
（様式第5号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第9号（第8条第3項関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

- 1 承認・不承認
- 2 その他（条件等）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業遅延報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

様式第11号（第10条関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。
記

1 補助事業の概要

補助事業名		
事業区分 (該当区分に○)		新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）
		商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）

2 補助金の交付決定額
金 円

3 補助金の実績報告額
金 円

4 補助事業の実績等
別紙のとおり

5 事業の着手及び完了期日
着手期日 令和 年 月 日
完了期日 令和 年 月 日

別紙

1 補助事業者の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電話番号	
構成員数	名 (団体)		
設立年月	年 月		

2 事業内容等

事 業 名	
事業実施時期	
結果・変更点等	

3 効果測定

指 標		
目 標		
測定方法		
結 果	事業実施前(測定時期:)	事業実施後(測定時期:)

4 自己評価

評価項目	評価	理由
目標の達成	A・B・C	
商店街の活性化	A・B・C	
総合評価	A・B・C	

※A十分にできた B概ねできた Cあまりできなかったのいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

5 交付決定を受けた補助金の額の算出基礎等 (単位 円)

総収入額 a		円	総事業費 g		円
内 訳	県補助額 b	円	内 訳	補助対象事業費 h	円
	市町村等補助額 c	円		補助対象外事業費 i	円
	事業収入額 d	円	※ a=b+c+d+e+f g=h+i a=g		
	補助事業者負担額 e	円			
	その他収入額 f	円			

6 県補助額以外の収入内訳(c~f) (単位 円)

負担者名	金額	負担方法

7 経費の使用法等 (単位 円)

経費区分	補助対象事業費 h	補助対象外事業費 i	使用方法等 (内訳・積算等)
合計			—

様式第13号（第12条関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

なお、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第15条第1項に基づき、交付決定の通知を受けた日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間、県の毎会計年度終了後30日以内に本補助事業の実施効果を報告してください。

記

交付すべき金額 金 円

（注） 括弧書きは、商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）のみ記載すること。

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金（精算払・概算払）請求書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定（交付決定）の通知を受けた上記の補助金について、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり精算払（概算払）を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付請求金額
金 円
- 3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をする場合に限る。）

4 請求金額の算出内訳

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残高 ①－(②+③)	事業完了 (予定)年月日
円	円	円	円	

5 振込先口座情報等

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
		普通 ・ 当座	

口座名義（カタカナ） _____

債権者コード（13桁）No. _____

様式第15号（第14条関係）

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金に係る消費税
及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記事業の補助金について、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる補助事業名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

- （注） 1 積算の内訳を添付してください。
2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

様式第16号（第15条第1項関係）

令和 年度『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業実施効果等報告書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受け実施した上記補助事業の実施効果について、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第15条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業内容
- 3 本事業の実施による成果
別添の目標達成評価シート（様式イ）のとおり

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金

補助事業者名： _____

財産名 (区分)	財産取得者	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	県補助率	備考

- (注) 1. 対象になる取得財産等は、取得価額又は効用の増加額が要綱別表3に定めるものとします。
2. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
3. 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
4. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
5. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第16条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業者名

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

3 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換又は担保の提供等の別を記載すること。